

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度 における緊急小口資金等の特例貸付の実施について

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方へ向けた、緊急小口資金等の特例貸付を3月25日（水）から実施いたします。
- 特例貸付の詳細については、本ホームページにおいて随時ご案内いたします。
※ご相談・お申込みの窓口は、お住まいの市町にある社会福祉協議会となります。